

第九十一回国会 大蔵委員會議録 第十一号

昭和五十五年三月十二日(水曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 増岡 博之君

理事 愛知 和男君

理事 高島 修君

理事 佐藤 観樹君

理事 坂口 力君

理事 竹本 孫一君

理事 麻生 太郎君

理事 熊川 次男君

理事 白川 勝彦君

理事 中村正三郎君

理事 藤井 勝志君

理事 村上 茂利君

理事 山口シヅエ君

理事 山中 貞則君

理事 伊藤 茂君

理事 沢田 広君

理事 塚田 庄平君

理事 山田 芳治君

理事 古川 雅司君

理事 多田 光雄君

理事 玉置 一弥君

出席政府委員

大蔵政務次官 小泉純一郎君

大蔵大臣官房審議官 梅澤 節男君

委員外の出席者

参事 参事 参事 参事

参事 参事 参事 参事

参事 参事 参事 参事

参事 参事 参事 参事

参事 参事 参事 参事

参事 参事 参事 参事

参事 参事 参事 参事

参事 参事 参事 参事

参事 参事 参事 参事

参事 参事 参事 参事

参事 参事 参事 参事

大蔵委員会調査 葉林 勇樹君

三月十日

一般消費税の新設反対に関する請願外三件(河上民雄君紹介)(第一八六七号)

同(柴田弘君紹介)(第一八六八号)

同(原健三郎君紹介)(第一八六九号)

同(部合孝之君紹介)(第一九八一号)

同(部合孝之君紹介)(第一九八一号)

同(部合孝之君紹介)(第一九八一号)

同(部合孝之君紹介)(第一九八一号)

同(部合孝之君紹介)(第一九八一号)

同(部合孝之君紹介)(第一九八一号)

同(部合孝之君紹介)(第一九八一号)

同(部合孝之君紹介)(第一九八一号)

同(部合孝之君紹介)(第一九八一号)

同(部合孝之君紹介)(第一九八一号)

同(部合孝之君紹介)(第一九八一号)

同(部合孝之君紹介)(第一九八一号)

同(部合孝之君紹介)(第一九八一号)

同(部合孝之君紹介)(第一九八一号)

同(部合孝之君紹介)(第一九八一号)

同(部合孝之君紹介)(第一九八一号)

同(部合孝之君紹介)(第一九八一号)

同(部合孝之君紹介)(第一九八一号)

同(部合孝之君紹介)(第一九八一号)

同(部合孝之君紹介)(第一九八一号)

同(部合孝之君紹介)(第一九八一号)

同(部合孝之君紹介)(第一九八一号)

同(部合孝之君紹介)(第一九八一号)

同(部合孝之君紹介)(第一九八一号)

同(部合孝之君紹介)(第一九八一号)

同(部合孝之君紹介)(第一九八一号)

同(部合孝之君紹介)(第一九八一号)

同(部合孝之君紹介)(第一九八一号)

同(部合孝之君紹介)(第一九八一号)

同(部合孝之君紹介)(第一九八一号)

同(部合孝之君紹介)(第一九八一号)

同(部合孝之君紹介)(第一九八一号)

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)
租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

増岡委員長 これより会議を開きます。

所得税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

ただいまより両案について参考人から意見を聴取することにいたします。

本日御出席をいただきました参考人は、税制調査会会長小倉武一君、上智大学経済学部助教授岩田規久男君、谷山税制研究所主任研究員大山明雄君の各位であります。

この際、参考人各位に一言申し上げます。

本日は、御多用の中のところ本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本委員会におきましては、目下所得税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案の両案を審査いたしておりますが、両案につきまして、参考人各位それぞれのお立場から忌憚のない御意見を述べただきますようお願い申し上げます。

なお、御意見は十分程度にお取りまとめをいたし、その後、委員からの質疑にお答え願うことにいたします。委員から何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、まず最初に小倉参考人からお願ひ申し上げます。

○小倉参考人 大変貴重な時間を私の五十五年度の税制改正につきましても所見を述べたためにお与え願ひまして、大変感謝に存じます。

この五十五年度の税制改正につきましては、考え方は、もうすでに御承知と思いますが、昨年十二月の税制調査会の昭和五十五年度の税制改正に関する答申、この中で明らかにしておるのであります。これに尽きるわけでございますので、これから申し上げることもそれを出るものでもございませぬので、もうすでに篤と御承知のことであつて、いままさらとお感じになるかと思いますが、私の立場といたしましては、どうもそういうことを申し上げる以外にはありませんので、しばらくひとつ御寛容の気持ちでお聞き取り願ひたいと思ひます。

この五十五年度の税制改正につきましては、基本的な考え方がありますが、一方において国民生活の充実あるいは向上、これに必要な歳入を安定的に確保するということが必要であります。とともに、他方、財政の経済に対する対応力の回復を図るというために、どうしても財政の再建を図る必要があるというのが一番大きな税制面から見て課題でありますので、歳入の両面を通じて幅広い角度から検討を行うことが不可欠である、こういう考え方でございます。

こういう見地に立ちまして、税制調査会では、公共のサービスの充実に必要な歳入の確保を安定的に図る、こういう観点から、いわゆる中期税制、もう大分年数がたっておりますが、五十二年に行いました中期税制のあり方についての答申におきまして、国民の理解を求める努力を一方において重ねつつ一般消費税を実施すべきである旨の答申を行ったところであります。ところが、その後の状況を見ますと、この税金につきましては、どうやら一般の理解を得るに至っていないように見受けられたのであります。

そこで、五十五年度の税制改正についての答申におきましては、この一般消費税による財政の再

建ということではなくて、それによらない財政再建の手だてを講ずるといふようなことにいたしました。したがって趣旨の提言をしたわけでありまして、五十五年度の予算編成に当たりましては、むしろ歳出の抑制、歳出の規模の抑制ということによってまず対処をしなければならぬだろう。無論歳出の規模の抑制ということ自体は税制調査会そのものの審議事項でもございせんが、歳入の面で重要な役割を果たす税制ということを担当する側面から、歳出規模の抑制ということについて特段の要請をする必要がある、こういうことでござい

ます。他方、歳入面におきましては、本格的な増税措置を見送るといふのはやはりやむを得ないのではないかといいたいとして、増税のための検討ということとは五十六年度以降の課題とするというにいたしましたわけでありまして、したがって五十五年度におきましては、従来にも増して税負担の公平を図ることを柱にいたしまして特別措置の大幅な整理合理化というのを図るほか、退職給付引当金の見直しといったような点で増収措置を講ずる、増収措置を最小限度のものにするということにいたしましたのであります。それが大体的な考え方の骨子であります。

次に、五十五年度の改正の中心をなします租税特別措置について若干敷衍して申し上げます。まず、企業関係の特別措置でございますが、従来はこれの整理ということであります。まず整理期限の来たもの、これを取り上げてそれを廃止するか、その縮減あるいは改善を図る、こういうことだったわけでありまして、今回は適用期限が到来したかしないかというようににかかわりなく全面的に洗い直しを行う、そしてその上廃止をする、あるいは圧縮をする、削減をする、こういったような方針で租税特別措置の合理化を図っていくことにいたしましたのであります。

租税特別措置のかような整理につきましては、

この数年来税制調査会でも提言をし、また政府におかれましてはさような趣旨で努力をされてきたわけでありまして、したがって、最近五年間におきまして、今度の税制改正、五十五年度の税制改正案と含めまして、御承知のとおり、社会保険診療報酬課税の特例あるいは利子配当所得の総合課税への移行、こういった主要な特例措置について見直しが行われるということのほか、その他の項目につきましても、おしなべて八割以上の項目につきまして適正化の措置が講ぜられたわけであり

ます。そこで、今回の措置を含めましてこれまでの措置を積み重ねますと、租税特別措置に関する限りのおおよそいわれる不公平税制といふことの整理といふのは、大方それで片がついたと申しますと少し言い過ぎでございますが、一段落は少なくともついたというふうに言えると思うのであります。無論たくさん特別措置が残っておりますが、これは御案内のとおり中小企業あるいは農林漁業あるいは小口零細預金の取り扱い等々でございまして、企業課税、企業優遇税制というふうな批判されてきたもの、こういうものについては整理合理化が今回の措置を含めまして一段落をしたというふうにおおむね言つてよろしいというふうなことであります。

もつとも、一般に不公平税制と言われるものの中には、租税特別措置に関するものばかりでなく、たとえば法人税の仕組みに關しまして配当の取り扱い方等々についていろいろ問題がございまして、これを目して不公平税制と批判される方もございまして、この問題については法人税のあり方の問題として検討を要する、また検討したいというのが税制調査会の考え方でありまして、

次は、利子配当所得の総合課税でございます。御案内のとおり、利子配当所得の課税の特例につきましては、土地税制のあり方とともに税制調査会では特別の部会を設けて調査、審議を続けてきたのであります。これは今年度末で期限

が到来するというところでありますので、所要の経過措置を講じまして、その上で総合課税に移行する、こういうことにいたしましたわけでありまして、総合課税に移行するといふのは年来の方針、税調における意見のみならず世の中一般もそれに移行すべきである、こういうふうに行われておったかと思ひますが、そういう措置を明確にして総合課税に移行することにいたしましたわけでありまして、

もつとも、この総合課税に移行するテクニカルな手段といたしまして、どうしても本人の確認あるいは名寄せ、こういったいろいろな問題がございまして、これをどのようにして確保していくかということが最もそのむずかしい問題であつたわけでありまして、それを、これもおおよそすでに御案内かと思ひますが、グリーンカードのシステムといふのを導入いたしまして、総合課税への移行が可能となる仕組みをつくらうといふことを提言をした次第であります。

無論いふん前、この総合課税に移行するには結局は納税者番号といふのが必要ではないかといふこともありまして、総合課税への移行といふことと同時に、納税者番号につきましても税制調査会でも調査あるいは審議をいたしましたわけでありまして、一般論として抽象論として申し上げます。これが一番完璧な制度であるといふことになるわけでありまして、税制調査会では納税者番号をこの際採用するといふことについてはいかなるものであろうか、なかなか一般にそれが容認される、やむを得ないといふふうに言つていただくにはまだ時期尚早であらう、といつていつまでも一般にそれが受け入れられないから総合課税には移行できないんだ、こういうふうにもいかなないというわけで、グリーンカードの制度といふものを導入して総合課税に移行するということにいたしました次第であります。

納税者番号とグリーンカードのシステムとどかが違ふかといふことは、もうすでにあるいは政府の方から御説明があつたかと思ひますし、また細目にわたりますので、ここでは省略をいたしました

いと思ひます。

なお、この移行に当たりましては、グリーンカード制度につきましても若干の準備期間が要る、とにかく何千万という多数のものになりますので、また新しく制度を導入しますので準備が要りますので、三年間ぐらいは準備の期間として必要ではなからうか、こういうふうに行存しておるのであります。一つだけ申し上げますと、納税者番号と違ひますのは、納税者番号であれば国民一人一人否応を言わず番号によって税務署に登録するといふことになるわけでありまして、グリーンカードシステムは、本人の自由意思によって登録する、強制ではないといふことが一番違ふのではないかといいふに存じております。

次は、土地税制でございますが、これも先ほど申し上げました利子配当の特別部会と同じくその部会で審議を続けてまいりました。この土地税制につきましては、一方において、特に三大都市圏、特に首都圏が一番問題かもしれませんが、そこにおける宅地の供給の円滑化を図る、供給促進を図るといふ趣旨で土地税制を緩和すべしという意見が一方にある。世の中にあつたと同時に、税制調査会の中でも、そういう意見があつたわけでありまして、しかし、他方において、土地の供給促進といふことで考えてみましても、今日のよるな財政事情のもとで土地税制について大幅な緩和を図るといふことは、まず考え方としてきつていかなるものであるか、土地譲渡についての所得税の大幅な軽減を図るといふことは、どうも感覚的に適当ではないという意見が無論非常に多い。また、必ずしもそれによって土地の供給の増大を期することができないのではないかと、若干の疑念も開陳された次第であります。

そういうふうないろいろな意見を踏まえまして、税制調査会としましては、現在の土地税制の基本的な考え方は大きく変更しないというふうな考え方に立ちながら、三大都市圏での宅地供給の円滑化といふ必要性を認めて、それに必要な程度の若干の手直しはやむを得ないといふような趣旨

の提言を行った次第であります。

五十五年度の税制改正の基本的な考え方と重要な項目については、以上のとおりであります。

ところが、いろいろ御議論のありますように、財政再建の道というのは緒についたごとく、他方、しかしまた、はなはだ再建の道は遠いという

ようなことでありますので、今後においても財政再建、立て直しを図るために税制調査会にも一層

の努力が要請されておるのではないかと感じていますのであります。高度成長が続いた時代に

いわば国家あるいは公共のサービスが非常にふえまして、そのサービスの中には、大部分なかなか

これを削減するというわけにいかないものが多い、むしろさらに公共のサービスを拡大すべし、

特に福祉関係のものを拡大すべしという意見も他方においてあるわけでありまして、しかし、なか

かそういう要請に容易にこたえ得るようなふうに入入を上げていくことは、はたは非常に困難

になってきた、こういう時代でございますので、今後においては税制調査会の討議も、恐らく財政

再建に寄与するように歳入、歳出面にわたるが、特に税制面でどうあるべきかというものを

幅広い角度から検討してまいらねばならないのではないかというようにひそかに考えております。

ところで、この昭和五十五年度の予算の編成に当たりましては、幸いにして歳入の伸びというのが従来と比べれば最低限の伸びのところでおさ

めることができたというようにあります、他方、増収というようにないこともありますが、い

ろ御不便をおかけしながら最小限度に必要な経費を賄うというようにでき、また国債の発行

が高も前年に比べると、比べ方いかんにもありますが、削減ができるというようになったのであ

ります、五十六年度以降を考えますと、五十五年度よりはともより困難な事情もあるやに

思われるのであります。

そこで、税制調査会でも、いろいろ過去の経緯もございますので、従来の検討の方向を踏まえ、また、いろいろな経緯を考慮しながら、財政再建

に資するように今後の討議を進めてまいりたい、かように存じております。

以上、五十五年度税制改正に関連しまして、その概要と今後の税制調査会で対処すべき心構えといったようなものを申し述べた次第でございます。

○増岡委員長 次に、岩田参考人をお願いいたし

ます。

○岩田参考人 私は土地税制についてのみ意見を求められておりますので、それに限ってお話し申

上げます。

今回土地譲渡所得税が若干緩和されるとい

うことに対しての私の一般的な考え方を述べさせていただきますが、まず最初に、土地投機というこ

とについて、恐らく皆さんと私とで若干考え方が違っているのじゃないかと思っておりますので、述べさせて

いただきます。

よく最近の地価の上昇というものは土地投機によるものではなくて需要に対して要する供給が

少ないからであるとか、現在は仮需要が少なく実需要が多いと言われているのですが、こうい

う場合に用いられている土地投機といった概念がどういう意味を持つのかということをお話しして

おきたいと思っております。

土地という一つの生産要素あるいは資源、これ

がとにかく有効に利用されているか、あるいは所得の分配上好ましくない結果が生じているのでは

ないかということを考える場合には、土地の投機というものを安く買っても高値で売るとい

うことだけに限って考えることに私非常に疑問を持っております。と申しますのは、投機にはいろいろ

な形態がありまして、一つは、いま言った安く買って高く売るといふ一つのそういう形態ですが、

の面での値上がり益から利益を得たいということ

で土地を持っています。この場合に、やはりさつき

申しました安く買って高く売るといふ人と同じよ

うに値上り益を目指しているという意味で、こ

れもやはり現在使用している人の投機と考えるべ

きであります。というのは、それによって遊休地

とか低度利用という、土地の有効利用が妨げられ

るといふ現象が生じているからであります。同じ

ようなことは、都心で、周りにはもう高層住宅化し

ているというところで低層の住宅を持ってい

る、あるいはそういう形で小売業などを営んで

いるというようにも、同じように一つの値上

がり益を期待しているという面があると思われま

すので、それもやはり一つの投機と考えるべきで

あると思っております。

そういう観点からしますと、結局長期譲渡所得

と短期譲渡所得というふうに現在分けている分け

方自体に一つの問題があるであろう。私のような

考え方ですと、長期譲渡所得として、一般に短期

譲渡所得よりもかなり優遇するということの理論

的根拠が薄れてくるわけでありまして、私がそういふふうに土地投機というものを普通

に考えているよりも非常に広く考えるのは、やはり広い意味でいま申しました土地投機ということ

う土地の値上りに基づく利益を吸収するという

ことが、私が考える税制上の原則であります。つ

まり、土地というものは、有効に利用している場合

には問題はないけれども、もっぱらそれを値上

りの方を持つということを全体としてなくしてい

く、そういう体制づくりが望ましいという観点で

す。要するに、原則としては何人も土地の値上

りからは利益を得ないような体制をつくるべきで

ある。

その場合に、一番オーソドックスな政策はやは

り土地の譲渡所得税だということに考えられま

す。ところが、土地の譲渡所得税は、今回の税調

の答申にもありますように、土地の供給を阻害す

るといふふうによく言われております。この場合

の土地の供給というのは、要するに農地あるいは

林地が宅地に変わることを言っているわけで、要

するに、この供給は土地の転用ということで、転

用を阻害するのだということであらうかと思いま

すが、そういう効果があるかどうかということ

を少し簡単に述べてみたいと思っております。

この土地の譲渡所得税が強化された場合には、いわゆる都市近郊の農家が土地を売らなくなると

一般に言われている効果でありまして、これを普通、凍結効果と呼んでおります。この凍結効果とい

て発生いたしますので、納税延期上の純利益というものがプラス・マイナスいずれに動くかということとは、地価上昇率がどのくらいかということに依存して決まりますが、一般には地価上昇率が高いほど、納税を延ばすとむしろ税金をよけいに払わなければならなくなるという効果が非常に強く働くために、地価上昇率が高いと予想されるような土地については売却促進の効果がむしろ出てくるはずであります。

そのほかにも、土地の譲渡所得税というのは、経済学の言葉でいわれる資産効果というのが働くのでありますが、これは税調の論議の中でも出たようにありますが、要するに、税金がかかる土地の資産としての価値が減少する、そういう効果が働くわけでありまして、譲渡所得税を強化すると土地を持てていることの資産としての価値が減少するため、やはり売却を促進する効果が出るわけでありまして、このように考えると、一般に考えられているように譲渡所得税を強化するとむしろ土地を売らなくなるという効果は、かなり怪しいものになってくるわけでありまして。

ところが、一つ重要な条件がありまして、現行の所得税法のもとでは、相続に当たっては譲渡所得の分、ちょうど土地の値上がり分がこれに対して課税対象になっていない。つまり、相続の場合には相続税だけ払えばいいので、その父親なら父親が昔取得した価格と現在の地価との差である要するに値上がり益分、これに対しては相続した人が課税を免れるという面がありますので、先ほどから申します納税延期に伴う損失が相続の場合に全くゼロになってしまうために、むしろ納税延期の利益が今度是非常に大きくなってしまふ。このために、譲渡所得税は、相続までなるべくなら売らないでこの面が、いわゆる効果が働いてしまふ。この面が、いわゆる一般に、譲渡所得税をかけるも農民がなかなか土地を売らなくなるというところの理由であります。したがって、相続に当たつても、経済学者の中には、やはり譲渡所得というよりもこの場合はキャピタルゲインですが、

キャピタルゲインが実現したと考えると相続に当たつても何らかの形の措置をしない、譲渡所得税を強化することは、相続財産としてなるべくなら相続まで売り延ばすという効果が発生しやすいわけでありまして、そういう相続の面での配慮を一つしなければ、土地譲渡所得税は問題が生じやすいということがあります。

私が現在考えているのは、やはり相続に当たつての調整を考えると、要するに、値上がり益というのは土地を有効利用したり分配上非常にまづいのだという観点からは、土地の供給を促進していくためには、むしろ譲渡所得税を年々引き上げていき、それと同時に保有税を強化して納税延期の利益をなくしていくという政策をとること、一番望ましいというふうに思われます。

そういう面では、出ております改正案に関しては、私は原則的に土地の値上がりから何人も利益を受けたいというシステムが必要であると考えておりますので、土地譲渡所得税を緩和する方向というものはむしろ反対でありまして、今回の提案というものはかなり妥協の産物のような感じがいたします。そして、現在のわれわれの土地問題、住宅問題ということの重大さから見ると、非常に小手先の感じがいたしております。

最後に、私の一般的な考えをもう一度確認しておきたいと思うのですが、第一に、基本的に何人も土地の値上がりからは利益を受けたいという体制をつくるべきである。したがって、デベロッパなども、何年か土地を寝かせておいて値上がりから利益を得るのではなくて、土地に対して投資をして宅地造成をして、その付加価値から利益を得るという体制をしくべきであると思ひます。

それから第二番目に、一般的な考え方として、税制を強化する。保有税にしろ譲渡所得税にしろ、私は基本的には強化する方向に向かうべきだと思ひますが、そうであっても、一方で都市計画であるとか、日本の農業全体を一体どうするかといったような展望がなくなつたらずに税制を強化すると、たとえば東京都あるいは首都圏などはも

つばら過密化を促進するだけであると思ひますので、C農地の宅地並み課税に關してもそういう慎重な計画面での配慮をせよ望みたいと思ひます。たとえば、職住近接を図らないで同心円状のまま都市を拡大していく、そういう形で、C農地にどんどん宅地化していくって人口を張りつけていくといったようなことで、交通はどうなるのか、都心の昼間の人口の過密と、夜間の人口が非常に少なくなる、それによつて社会資本が非常に有効に利用されなくなるといった問題をどうするか、あるいは水の問題をどうするか、そういうことで防災は大丈夫なのか、日本の全体の農業の問題はどうなるかといったようなビジョンをきちんとして、それとともに税制を強化して土地を有効利用していくということをしていかなければならないと考えておりますので、余りそういう計画なしに税制をいじくり回すといひますか、そういうことには私は非常に危惧を感じております。

それから、これは基本的な考え方ではないのですが、ついでにちよつと気のついたことを申し上げておきます。

現在の取得価額の算定の仕方ということについてちよつと申し上げておきたいと思ひますが、現在の算定の仕方は、農家のような場合に、昔ながら非常に土地の取得価額がよくわからないという場合には、売った価格の五%を取得価額としていうようであります。こういうやり方は、すでに取得価額を非常に底上げしているわけで、実際の取得価額がたとえば十万円とかそんな非常に少なかつたのに、実際には五百万円とかそういう値でもつて取得価額を算定することによつて、そういう譲渡所得税の方式というものは土地譲渡所得者に非常な利益をわれわれの税制はすでに与へてしまつてあります。昨日ちよつと計算いたしましたところによりますと、たとえば一億円の譲渡益があつた場合には、現行の税制と実際の取得価額で計算した場合との差では、現在大体二百十万円前後の利益を譲渡所得者は現行の取得価額の算定方式からすでに得ているということを申し上げたいと思ひます。

と思ひます。

以上であります。

○増岡委員長 次に、大山参考人をお願いいたします。

○大山参考人 大山でございます。

まず、五十五年度税制改正の総論的な特徴点について私の考えを申し上げたいと思つたのですが、五十五年度の税制改正は、行われなかつたことに大きな問題があつたのではないかと思つてございします。

行われなかつた第一の問題点は、五十五年度中実施ということがいへば既定方針であつた一般消費税が見送られたということでございます。それが第一の特徴かと思ひます。それから二番目の問題は、所得税減税が三年間見送られたという問題、これが第二の特徴でございます。それから第三の特徴は、総合課税が期限切れにもかかわらず、また引き延ばされたということ。それから四番目が、法人税率の引き上げが、これは中止といひますが見送られたということ。この四つが、五十五年度税制改正の行われなかつた、まあ行われたとしてもいろいろ問題があると思ひますが、行われなかつたことに大きな問題があるのではないかと思つてございします。

その問題の中で、私は所得税減税を五十五年度において実行すべきであるという前提に立ちまして、少し考え方を述べさせていただきますと思ひます。

まず一つ御提案と申しますが、こういうことはできないだろうかということをお願いいたします。所得税法の第一条にあるいは第二条の定義のところ、この文言は入れられないだろうか、所得税は最低生活費に課税してはならないという文言を入れる、これは憲法二十五条とのつながりでもあるかと思ひますが、いわば宣言的な規定として入れるべきではないか。そうしておいて、今度は施行令になりませんか。あるいは法律になりますか、いろいろむずかしいかと思つたのですが、いわゆる現在の

基礎控除、配偶者控除、扶養控除、これを生活費控除と法律の用語にすることとでございませうね。基礎控除、配偶者控除、扶養控除、このいわゆる現在の人的控除と言われているものを生活費控除と法律の文言ではっきり規定してしまおう。そうしておいて、その額は、一つの例といたしまして、生活保護法における生活保護費を下回ってはならない、このように入れるべきではなからうかと思ふわけでございませう。

これはどういふことかといふと、現在、課税最低限という言葉が使われておりまして、所得税の課税最低限は二百一十五万円であるとか言われているわけでございませう。ところが、この課税最低限といふのはきわめてあいまいでございまして、どうも税制の民主化という、いわゆる財政の問題を国民が考える場合、非常にあいまいなことになるおそれがあるわけで、つまりこの場合の課税最低限といふのは給与所得者で四人世帯の問題でありまして、これは事業所得者には全く当てはまらない問題でございませう。それがあたかもいわゆる所得税の納税義務者であれば二百一十五万円までが課税最低限だ、そのように勘違いされていることは、税制を考える場合、国民にとって非常に不幸なことだと思ふわけでございませう。

そこで、問題をすっきりさせるために、私が最初申し上げましたように、生活費控除といたしまして基礎控除、配偶者控除、扶養控除、この三つだけにしぼる。現在の課税最低限を形成しておりますような給与所得の場合、まず給与所得控除がございませう。それから生命保険料控除、社会保険料控除がございませう。そういうものは全部別にいたしまして、基礎控除、配偶者控除、扶養控除だけにします。その額は積み重ねに限定しておく。では、その金額は現時点でいかほどが妥当であるかといふと、せめて生活保護費の金額にしたらいかがか。それで十分であるとは決して私は思っていないわけですが、今度の五十五年度の予算案で見ますと、一級地、東京などでございませうが、四人の標準家族で百四十九万円が生活保護費でござい

ます。ところが、現在の、これは五十五年度は改正になりませんから、二十九万円の四倍でございませうから、これは百十六万円ですね。一体これはどういふふうな考えたらいいのか。生活保護費よりも三十三万円も下回る。これが現在の所得税法で許されているよりいかにどうか。憲法二十五条の問題、それからいろいろの点で先ほど問題も出ましたが、負担公平といふことからいって、そういうことが許されてよろしいかといふことは、私は疑問なわけでございませう。

誤解のないように申し上げておきますが、現在給与所得者の場合、四人で二百一十五万円だから、おまへの言うとおり百四十九万円になるとこの分課税になる、重税になるのか、これは決してそういうことではなくて、別にいわゆる勤労控除といふ問題で考えるべきだと思ふわけでございませう。それで、ひとつ四十八年度の数字と五十五年度の数字と比較してみたい。

まず第一は、生活保護費の問題でございませうが、四十八年度に、これは一級地でございませうが、生活保護費は六十万七千円だった。そのとき、いわゆる私が言う生活費控除の合計額は七十二万五千円でございまして、生活費控除は一〇〇といたしまして、生活保護費は八四でございませう。ところが、現在は、生活費控除を一〇〇といたしまして、生活保護費は一二八、逆転しているわけでございます。現在の二十九万といたしまして、五十二年から五十三年、五十四年、五十五年と見ますと、生活保護費は五十三年度で逆転しております。ということは、生活保護費の算定にいろいろ問題があるかと思ひますが、一つの目安といたしまして、当然、現在の基礎控除等は引き上げられなければならない。きのうの国会の論議の中で、所得税減税の余地がないという政府の御回答があったようでございませうが、私は、無責任かも知れませんが、余地があるとならうと生活費に税金をかけてはならぬ、この原則をやはりもう一度再確認しなければ、そこをおろそかに

して不公平税制云々といふことは当たらないのではないかと、そう考えるわけでございませう。それで、生活保護費の比較だけではちよつと不十分なんです、もう一つは、現在いわゆる所得税減税がでない原因の一つは、いろいろあるわけですが、不公平税制が是正されてないといふことが決定的なわけですが、こゝに改正になりました給与所得控除の問題、昭和四十九年度に改正になりました給与所得控除のために二十九万円のいわゆる基礎控除等が据え置かれていて、侵食されている、食ひ荒らされている。もし四十九年度の改正がないといたしまして、いろいろの計算の方法がありませうが、私の一つの試算では、四人で百五十万くらいの生活費控除が可能になる。これはどういふことかといふと、四十八年度、四十八年度といふのは四十九年度にいわゆる青天井が撤廃される以前でございませうが、これは大蔵省主税局の租税収入予算の説明書の中の各税の見積もりから取り出した数字でございませうが、四十八年度におきましては、給与所得控除が給与総額に占める割合といふのは二五・七でございませう。それから、基礎控除、配偶者控除、扶養控除の合計額が二六・五、ほぼ半々だったわけでございませう。ところが五十五年度になりますと、給与総額に占める給与所得控除の割合が三一・九、生活費控除額が二〇・四、このように率に変化してきて

るだらう、そういうふうに計算いたします。ここでの数字から私が申し上げたいことは、やはり所得税減税といふのは当然な義務があるのではなからうか。それが財源を理由としてなされないといふことは、いわば職務怠慢ではなからうか、私はそのように考えているわけであります。しからば、これだけの減税の財源ということになるわけだと思ひますが、これは一つは、私が先ほどお話ししたように、総合課税を六十年一月一日から実施すべきだらう。やはり源泉徴収税率を、一つの考え方とすれば、所得税の最高税率である七・五にして即時還付する、これは技術上いろいろ問題があると思ひますが、それに満たない人には還付する、そういうようなことも技術的には可能かと思ひます。

それからもう一つは、法人税の税率を引き上げる。これは私、先ほど中止と申し上げましたが、十二月一日現在の大蔵省の考え方では、法人税は世界各国に比べて水準が低いから、これは引き上げる。二・五から三・五に引き上げて三千億程度の税収を予定していたはずでございませう。ところが、これがいつの間にか中止になった。経団連が日本の法人税といふのは世界最高の水準をいつている、そういう数字を何かお話しになるのですが、税制調査会の答申も若干引き上げる余地があると言っているわけで、そこいらあたりのギャップはどこにあるのかといふことも考えてみなければいけないことではなからうか。

いろいろ申し上げたいことはあるわけなんです、きょうの各新聞を見ましても、物価上昇といふことで公共料金の値上げ等いろいろな問題で苦しい、そういうことを踏まえても、いままでの数字でおわかりいただけたように、当然、所得税減税はなすべきである、そのように私は考えておるわけでございませう。

○増岡委員長 以上で参考人からの御意見の開陳は一応終わりました。

○増岡委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。沢田広君。

○沢田委員 お三方に對しましては、御多用の中、大変貴重な御意見を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

最初に、岩田先生や大山先生の方からお話になられた見解について税制調査会長としてはどう考へてゐるのか。私の質問したいと思う点もそれぞれお二人から述べておられますので、ひとつ会長からこれらの問題についてどう考へておられるのか、この際御意見がありましたらお述べいただきたいと思ひます。

○小倉参考人 お二人の参考人の方は土地税制と所得税の減税のことについてお話しになったわけでありませう。

土地税制につきましても、御承知のように、宅地の供給のためこれを緩和するという主張が一方においてあつて、それに対して税制によつてそういう緩和を図るということとはなかなか所期の目的を達成したいのではないかと、この間意見が世の中にも存在しましたし、税制調査会に於つたこととは先ほど申し上げたとおりであります。したがつて、税制調査会としましては、これまでの土地税制の、要するに土地譲渡についての重課の制度は基本的仕組みとしては残して置く、その上で宅地供給に、特に都市圏の地帯におきましての優良な宅地あるいは高層建築等々のために必要な限り例外的に緩和していく、こういうことであるわけでありませう。無論世の中一般には、あるいは税制調査会の中にも宅地供給のために税制の緩和ということとはとるべきでないし、また、それは大した効果がないんだという意見があることは承知しておつたわけでありませう。

次の、所得税の軽減についてありますが、所得税につきましても最低生活の保障という意味から所得税を軽減するという思想、考へ方というものもある面においてはうなずけないこともございませうけれども、お話の中にもございませうように、今日、財政再建をどうしていくか、どのようにして

歳出を削つていくか、また、必要な税源をどういうように調達していくかというところが焦眉の急である中に、諸外国と比べてもそうですが、また日本の過去と比べても、今日の所得税はそう重税であるというわけでもございせんので、これの大幅な緩和ということはいたしかねるという考へ方、一般的な所得税の軽減ないし低所得者層あるいは生活最低限の確保という観点からの減税ということとはいはれない結果になったわけであつた。この際、大きく所得税の緩和ということでは、特に生活最低限の保障という観点から詳細に検討したということではございせん。初めから、もうこの際、大きく所得税の緩和ということでは、提であつたというように御了解願つた方があるいはよいかと思ひます。

○沢田委員 大体一時間間に及ぶお話の中をまとめていただいたわけですから、答えが不十分であることはやむを得ないと思ひますが、ただ、土地の譲渡所得税についてこういう効果がある、だから、これは改めた方がいいのではないかと、岩田先生のお話もありました。その点はお答えがなかつたようでありませうが、土地税制の問題は、もうやむを得ない条件で、意見もあつたけれども、こうなつてやつた、何かingのような答弁で、会長として責任を持って報告をしたという感じが少ないのでありますが、その点はどう考へになつておられるか、お伺ひしたいと思ひます。

○小倉参考人 重ねて申し上げますけれども、土地税制については、むしろ譲渡所得をある程度緩和する、主として保有税をむしろ強化していくというところの方が、土地の供給といふことが転用といひますか、その辺に便宜になるということとは考へられないことはございせんし、そういう主張はうなずける点があるわけであつた。しかし、軽減するということは税金がまかふことですから、これは受け取られやすいのですが、他方、では保有税の強化ということがどの程度可能であるか、これまた、はなはだむづかしい問題であります。世の中

によく未利用地とか休閑地について重課するとおつしやいますけれども、一体、未利用地とか休閑地とは何であるかというところ、これはどうも世の中の一般の人は農林用地をおつしやつてゐるらしいのです。ところが、そういう産業に従事してゐる立場から見れば、われわれの土地が未利用地であるとか、あるいは粗放利用地だといふふうな定義づけられて、それは重税を課すんだということ、これはなかなか了承を得られにくいということもありませう。無論、都市の特別の地帯、市街化区域の中でさらに利用区分をちゃんとした上で、そこで住宅地並みの課税をするというふうな非常に限定的なものとして考へる以外にはない。この保有税の強化による土地の供給といひますか、転用の促進については、さうな考へ方をいたしておるわけであつた。

○沢田委員 では、もう一つだけお伺ひしておきますが、いわゆる物価調整減税とも言われておりますが、生活向上減税とも言われておりますが、これらの点についてはうなずく点もある、しかし、これはもうできない条件であつた。できない条件であつたという意味はどういうことなのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○小倉参考人 御承知のとおりでございまして、もう大変な赤字国債を出さなければならぬという状況のもとで、金額なり項目にもよつて一概には申せませんが、金銭的にきつたという状況で減税といふことはとても考へにくいという状況であつた、また今日もそうであるというところは察しただけ、こゝろ存じます。

○沢田委員 では、もう一言ですが、それがやはり一つの不正を招いていく、アンバランスを招いていくことになるというところにはお気づきになりませうか。そのことはやむを得ない、こういうことですか。

○小倉参考人 所得税の範囲内について不正といふことは私は余りないのじやないかと思ひますが、所得税といふことを離れまして税負担一般につきましても、どういう税をどういうふう

に組合せたら国民全体の負担の公正感を確保するに適當か、こういう問題になると思ひます。したがいまして、すぐに物価調整減税を、あるいは類似のものをしなければ非常に不正になるのだといふふうには即断できない、こゝろ思ひます。

○沢田委員 以上、会長からお答えをいただきましたが、今度それに対して岩田参考人から、いまの会長の話についてどう考へになつておられるか、お答えいただきたいと思ひます。

○岩田参考人 会長が土地譲渡所得税に関しては私は余り触れなかつたような気がするのですが、保有税の強化に關して遊休の土地を考へる場合には、農地であるとか、そういうことがもつぱら念頭にあるのではないかと、そういうことではあるが、農地でも、きちんと農業をやつてゐる、あるいは営農意欲があつて今後ももっと拡大してやつていきたいといったような農地に關して、あるいは国全体、地域全体から見ても農地として残すべきであつた、これは日本の農業をどうするか、先ほど申し上げましたことにも關するのですが、そのようなビジョンのもとに営農意欲のある農家を保護していく。そのためには、私は宅地並み課税はむしろすべきでない、つまり、それは宅地ではなくて、相変らず農地として認めていき、農地並み課税とすべきであるといふふうな考へておられます。しかし、もつぱら値上り益から利益を得るために最終的には土地を売つてしまつて農業をやめてしまふというふうなことがある。そういうふうなことをやはり防がなければいけない。

つまり、これを緑地として供給してゐるのだから、何も農地としては十分使つてないけれども緑地として供給してゐるというならば、これがその地域全体から見ても緑地として望ましいならば、私はむしろ緑地として保全するといふのが、地域、地方自治体の義務であると思ひます。そのためには、むしろ補助金でも出して緑地として整備するとか、あるいは子供たちが遊べるような施設をつくつていくというように、むしろ積極的にすべきであると思ひます。消極的な意味で農地が緑地と

して使われるというようなことに關しては、私は好ましくないと申します。しかし、そういうことをせずに、もっぱら緑地であるとか、農業をこれでもやっているのだというような名前のもとに、最終的には実は値上がり益から利益を得るのだというのでは困るわけで、その困るところをチェックするのがやはり譲渡所得税であろうというふうに思っております。

ただ、重ねて申し上げたいのは、全体のその地域での緑地であるとか農地であるとか、割合をどうしていくのか、日本の全体の農業をどうしていくのかということなしに、いたずらにC農地を宅地並み課税をしていく、つまりC農地を宅地並み課税とすること、これは、C農地を宅地と考えるということでありますが、そういうことでいたずらに譲渡所得税をどんどんかけていって、どんどん農地を宅地にただ変えていけばいいのだというような物理的な考え方は、この辺で改めなければいけないと思ひます。初めに土地の利用計画があつて、そこを農地とするというならば、その農地を宅地に転用していくのは、むしろ相当規制をかけていかなければならない。現在の市場機構の価格機構のもとでは、ここは農地として望ましいのか、宅地として望ましいのかということは、とてもでかかねるものであります。したがって、それは何らかの形で計画というものを導入していかざるを得ない。その場合に、たとえば農地として適当であるというならば、そこはやはり宅地への転用というのはいかなる規制を設けなければいけない。その場合には、農地は宅地として転用することはできなくなつて、そこを営農意欲のある農家がやつて農業を維持していく、あるいは農家が農地として他人に貸していくわけでありまゝから、その場合には必ず農業地代に見合つた土地の価格がついてきますので、いまのような農地が高くなつて農業として拡大できないというふうなことは、その場合には起こらなくなりまゝす。いまの農地は将来宅地になることを予想して価格がついていゝるわけでありまゝから、しかし、

それを土地計画をきちんとしていき、農地なら農地としてずつと使うのだということをはつきりすれば、必ずそれは農業地代に見合つた地価がついてくるはずでありますので、そういう面からその農地が上がつて農家が譲渡所得税が強化されると非常に譲渡所得税が高くなつて困るということとはむしろ起こらなくなる。つまり農地の価格の上昇率そのものが低くなるわけでありまゝす。

以上でございます。

○沢田委員 じゃ大山参考人からも会長の意見に對して一言。

○大山参考人 現在の所得税が世界各国に比べても、それから過去の日本の歴史に比べても重くなつていゝう、私はどうもそれは思ひたくないわけでございます。

たとえば、先ほどの話の続きになりますが、事業所得者の場合は二十九万円の基礎控除きりないわけでございますから、仮に独身の人が御商売をやつて百万円の所得を得たといひます。そうしますと、それから引かれるのは原則的には二十九万円の基礎控除だけでございます。あとの残りにしては社会保険とか生命保険がございまして、それを除いて全額課税されてしまふわけですが、そういう点を考えますと、これが重くないといふことは私は同意しかねるわけでございます。

それから土地税制の問題でございますが、私は二つ問題点があるかと思ひます。

一つは、土地税制だけじゃなくて租税特別措置と呼べるものが存在する理由といふことをもう一度再確認しなければならぬ。これは税制調査会でも再三論議されたことでございまして、ほかの政策をたくさん比べてみて、その中で税制の誘導によるのが一番よろしいといふ場合にのみ租税特別措置は許されるのだ、負担公平が崩れてもやむを得ないのだ、そういう議論が現在も生きていゝるはずだと私は思ひます。ところが、土地税制の場合は、ただそこだけにしぼりまして、先ほど岩田参考人がおっしゃつたように、全体的な土地政策、農業政策、住宅政策、そういうもの

を抜きにして税制だけがひとり歩きしてゐる、こゝういふことはいけなかつたと思ひます。こゝういふことは、それは思ひます。

それから相続の問題が出ましたけれども、これはこの委員会には直接関係がございませぬが、私は現在は柏の周辺に住んでおりますが、新興住宅地がございまして、きのうも農家の人が来て、相続すると一億円も税金がかつちやう。そういうことがございまして、私は、相続税の控除の中に、金額だけではなくて、居住に必要な一定の土地、建物に一定の面積を控除する、こゝういふことを配慮しなければいけないのじゃないか、そういふように考へております。

○沢田委員 会長が言われた中に、この土地税制の問題は三大都市圏に限定したい、限定した、こゝういふふうに言われたわけでありまゝすが、これがどうして全国的に同じ法律で適用するようになつたのか、その経緯はどうお考えになつておられるのか。これは三大都市圏だけ限定して適用したい、こゝういふふうにおつちやうと思ひますが、いかがですか。

○小倉参考人 私、申し上げましたのは、法律の枠として明文上限定するといふ趣旨ではございませぬで、こゝういふ土地、宅地の供給という点から緩和するといふ趣旨として三大都市圏を頭に置いて、あるいは特にその中でも首都圏を頭に置いて、こゝういふ緩和措置を例外的に講じたらよろしいかといふような考へ方を申し上げたわけでありまゝす。

○沢田委員 そうすると、法律案文そのものとしては特定地域に限定して適用するといふことの方が望ましいといふのが税調の意見だ、こゝういふふうには理解してよろしいですか。

○小倉参考人 趣旨を申し上げたので、法律上それを限定するといふのはいかがかと思ひます。たとえば、譲渡所得につきまして、四分の三といふ重課税率、これを緩和するといふような措置も前提にあつての話でございまして、これを特に三大都市圏にだけ明文上限定する、ほかは従来どおり

であるといふことは、その所得税の地域的なむしる不正を招くといふことになるのではないかと、こゝう思ひます。

○沢田委員 では二、三まとめてお答えをいただきますが、現在の土地公示価格といふものは全国的にきつてばらつきがございまして、三大都市圏に限定するといふことであれば、これはそれなりのも一つの意味があつたのだらうと思ひます。それが、たとえばこれは四千万円とかといふふうな金額を固定するといふことは、土地の価格がこれだけの非常にアンバランスがあるといひますが、ピンからキリまで、こゝういふ状況の中において、その中身といふものが非常に整合性を欠く、こゝういふことになるのじゃないかと思ひます。

それからもう一つ、土地の保有している目的には、いま岩田参考人もややそれに似たことであるが、言われまゝしたが、生活の必需品としての土地、事業用に使われている土地、投機を目的として使われている土地、それから資産として保有していく土地、こゝういふ目的が、それぞれの国民の各階層にはそれぞれ持つものにはあるだらうと思ひます。あるいは文化的にといひますか、セカンドハウスの持つものもこれ以外にあると思ひます。こゝういふものが同一の条件で果たして課税されていくことがいゝのかどうか、その点も若干お聞かせをいたしたいと思ひます。

それから、こゝういふ税制をやる前に、やはり土地施設整備、都市環境の整備といふものが優先されなければならぬのではないかと。税制が先走つて、環境もまだ十分できてないところへどんどんこゝういふ税制が先行することは、かえつて住民の不満あるいは不快感、こゝういふものをより増加をさせるだけであつて、都市環境が整備した、言うならニュータウン計画みたいなもののように、交通の問題、下水道の問題、公園の問題あるいは上水道の問題、こゝういふようなものも含めてやはり都市環境の整備が先行した地域にこゝういふ税制が適用される、こゝういふことがあつて初めて整合性が得られるのではないかと、こゝういふふう

結局、一方が先で一方が後というよりも、実際に実行するときには、ほとんど同時にやっていくということが必要かと思えます。というのは、計画ができた、人々の生活環境に対する町づくりというものに對するコンセンサスが得られても、結局税制が同時に伴わないと、実行の段階で、計画はあるけれども財源がない。一定の生活用とか、そういうものを超えた分に關しては土地譲渡所得税を強化していくという場合には、それによって財源が入ってきます。財源も資金調達ができるので、計画のための財源もできてくるし、土地を利用しないでいたずらにただ持っているというようなことも防げて計画が実行できるし、あるいは公共部門が先行取得していくのにも、いたずらに土地をただ値上がりを期待して持っている人は、やはり税金を納めなければならぬ。ただ、利用しない場合には、もっぱら税金だけを払うというのでは利益がないので、譲渡所得税が強化されると、むしろ土地を売って税金を納めるというようなことによって、同時に公共部門の先行取得の体

ごさいますけれども、私どももそういう政策が進行しておるといふことでありますれば、できるだけ税制の基本を損なわない限り何分の協力をするような改正をしてもよろしいのではないかという趣旨でありますて、建設業者とか不動産業者というようなことを頭に置いた措置ではございませぬ。

○岩田参考人　現在空き家率が増大していて、世帯よりも住宅が多くなっているといふので、一部に住宅難時代とかあるいは住宅不足時代は終わったかのごとき意見があるようでありますが、私は結局その空き家率が多いというのは、先ほど老朽化率が一二％であるとか、設備不足が一・四％、そういつたことからであると思ひます。よくいわれるいわゆる高くて狭くて遠いという、そんなところにたくさん団地をつくつたり何かして、結局それは空き家になるだけでありまして、

それが最近公団などの住宅が全然埋まらないというようなことの一つの原因であるうと思いますし、あるいは木賃アパートなどで戦後ずいぶん雨後のタケノコのようにできたものが実際にはだん

だんと老朽化している。したがって、都心近くにあるそういう木質アパートもだんだん物理的に住めなくなっている、そういうことが空き家の原因であるうかと私も考えております。

また、よく住宅は現在すでに質の時代に入ったというのも、私非常に欺瞞的であろうかと思えます。確かに一部の金持ちといえますが優遇されている人たちは質を求めているかもしれませんが、

多くの人たちは、賃どころではなくて、やはり非常に高くて狭くて遠い、たとえば通勤時間二時間もかかる、しかもそれが猛烈なラッシュで、非常に混雑している。それだけでも大変なエネルギーを消耗してしまうようなそういう状態に置かれた中で、余りにもひどい環境の住宅が空き家になっているということであるかと思えます。

このことは、結局、よく土地の供給をふやすんだ、税制調査会のパンフレットにも書いてありますが、土地の供給をふやす目的で税を緩和するん

だ、この基本的な考え方におかしなところがあるんだと思います。つまり、地主が土地を売ったからといって土地が供給されているんだという考え方に基本的な間違いがある。ただ、農地から宅地に転用してそこに住宅が建てばそれをもって住宅地が供給されたというような考え方をいままでおれわれはずっととってきた。政策当局もとってきたというところに問題があるかと思ひます。つまり、住宅というものは、同時に通勤手段がきちんとなつて、かつ生活道路もきちんとなつて、主婦などは、買い物をしつたりするのに交通の混雑で、その中で身を危険にさらすようなことがなくて、あるいは下水道等も整備され、公園もあり広場もあるというような、同時にそういうものがあつてこそ土地が供給されたというべきでありまして、単に、いままで農地であつてもな道路もない、昔ながらの農道に毛の生えたようなところに自動車を通る、あるいはバスを通らすというようにただで土地が供給されたというふうな考え方に基本的な問題があるかと思ひます。

したがって、今度のような緩和をして土地が供給された、たとえば金額の面で、土地譲渡所得税がこんなになつたんだから土地が供給されたんだというふうなことを考えますと、あけてみると、都心から非常に遠く交通の手段もないようなところの地主が土地を売って、そして、いま現在非常に高いから二時間もかかるようなところへサラリーマンがその地主から高い値段で土地を買ったというところにすぎない。そのような税制を緩和しても、効果はあまいですが、出てきた結果というものは恐らくいま言ったような非常に遠いところの地主が土地を売って少々もうける、税金上もちよつともうける、しかし、そこを買った人たちはその後通勤難に苦しむというところにすぎない。そういうような小手先の政策をずっとわれわれ続けていつて一体いいのかという段階に住宅問題、土地問題が来ているというふうに私は考えます。

○沢田委員 時間が限られておりますので、あと

三つばかりであります。全体的に言つて、お答えにいたしたいと思ひます。

一つは、いま妻の相続の問題が法務委員会の方でどうか、政府の方でも妻の二分の一の相続というところで改正が進められているようでありまして、これに對して税制の方においても当然考慮していかなければならないものがあるだろうと思ひます。その点について、時間の関係がありますから簡単にひとつお答えをいたしたい。これは税調の会長にお願いします。

それから、資産の再評価問題が、常に、今日まで再三言われてきているわけでありまして、いままでも戦後二十六年なり何かにやつてきたこともあるわけですが、昭和三十年を標準として一〇〇として、三〇〇〇という指数が出ておりますね。ですから、これを三年なり四年計画ぐらいで、最小限の妥協としても少なくとも資産の再評価をしていくということが必要な段階に來ておるのではないか、こういうふうに思ひます。

この点も、大蔵省から出ている数字で見えてまいりますと、簡単に申すから申し上げてみますと、土地の保有は全産業全体で二十四兆四千四百二十二億であります。営業外収益、これは簡単でありますから言つておくのですが、十兆円あります。営業純益は五兆一千六百四十七億であります。これも関係するから言つておくのでありますが、これに關係する従業員は二千七百六十六万人、それ、私に關係する従業員は大体五十八兆円でありまして、平均しますと、一人当たり大体二百万円でありまして、ところが役員は実質三十四万人おりまして、これに大体十兆円支払われております。資産に対する税と同じに法人に対する課税というものはまだまだ可能である、こういうことを示していることもありまして、一般管理費も大体八十七兆円で一五%を超えているわけでありまして、こういうふうなものを見ますと、まだその内部に入つて、時間の關係がありますから後でまた別の機会に質問いたしますが、従業員と役員の給与の平均を比べると、一方は三千万に近い、片方は二百万ぐらい

しかない、この格差についても、今度五%で一千万円を超えてということにしましたけれども、もっと厳しくする必要があるのではないかとこのことが一つ言えます。

それから、学校法人その他の關係で、事業外活動、いわゆる学校法人は課税対象団体でありまして、医療法人の場合は別であります。学校法人の場合あるいはその他のときには課税対象外であります。その事業外活動については、少なくとも課税対象になるべきではないか、こういうふうにも考えますが、その点の見解。

最後に、申しわけありません、時間が來ましたから、医療の請求の不信感はまだ失われず残つております。払拭されておられません。この間も私もよく列車に乗りまして、お隣のところに四人ばかりお医者さんが乗つておりました。私が国会議員だとは知らなかつたようでありまして、いろいろな話を聞きました。どうせやるならぶつたくなかつたやうな式のことの話をありまして、領収証よこせなんて言つたら、要らない、金はもたらなくてはいい、サンブラが一カ月に幾回ぐらゐればよいぶんもうかるんだがというふうな不正請求、こういうようなことが盛んに話として話題に提供されておりました。これは、列車の中で言つていたことは本音だろと思つたのであります。そういうことでありますから、領収証問題、不正請求、それからダミー会社、こういうふうなものについて税調でももう少ししっかりと態度で対応していくことが必要なんじゃないか、こういうふうに感じますので、この点は、話の内容は本音なんです、録音まではとつてこれまでもしてましたが、非常におもしろい貴重な意見でしたから、いづれ機会を改めてまた申し述べて御意見を伺わせたいたしたいと思ひます。

では、若干多かつたかと思ひますけれども、お答えをいたしたいと思ひます。

○小倉参考人 ずいぶんいろいろとお尋ね、あるいは御意見を賜つたわけでありまして、まず相続

税につきましては、民法の改正があります節には同時に相続税についても、現在の妻の三分の一が二分の一になれば二分の一については税を課さないという趣旨で、税制調査会にはさうな意思を統一して政府に申し上げておる次第でありますので、御了承願ひたいと思ひます。

それから資産再評価税、これはときどき問題になりますけれども、税制調査会ではまだ本格的な討議をいたしておりません。

それから法人税につきましては、これもずっと税制調査会では議論をしておりますし、また先ほどの中期税制の答申では一種のペンディングの問題ということになっております。本年早々法人税のあり方につきましては討議を重ね、できれば年内にひとつ方針を打ち出した、結論を出したい、かように存じております。

その他、公益法人については、収益事業といひますか、営利事業まがいのことがあつていかかわしいようなことがあることは私も承知しておりますけれども、これは逃げ口上ではなくて、税制以前の問題、要するに収益事業というものを公益法人にどの程度認め、それをどう監督するかという公益法人の所管庁における行政の方針があると思ひます。あるいは制度の問題があるかと思ひますが、しかし、収益事業については、税の徴収上、国税庁で近年いろいろ御苦労願つておるよう

に聞いております。

医療の問題、最後にお話しになりましたけれども、これは……

○沢田委員 以上で、時間ですから終わります。どうもありがとうございました。

○増岡委員長 宮地正介君。

○宮地委員 参考人の皆様方には大変にお忙しい中を当委員会にお越しただきまして、敬意を表する次第でございます。

初めに、小倉参考人にお伺いをしたいわけでございますが、先ほどお話の中で、特に五十五年度の税制改正については本格的な増税措置は見送つた、しかしながら、増税については五十六年度以

降の課題としたい、こういうようなお話があったわけですが、私は特に、政府税制調査会が五十二年十月のいわゆる中期答申及び昭和五十四年度の税制改正に関する答申で一般消費税の導入を積極的な進言をされてきたわけであり、しかし、御存じのとおり、一般消費税の導入については、昨年の総選挙の結果にも明らかのように、国民はノーという回答をしたわけでございます。税調も、こうした「国民の十分な理解を得るに至っていない」と考えられるところから、昭和五十五年の答申においては断念した。しかし、先ほどのお話のように、五十六年度以降においては増税ということについて一つの大きな課題である、こう述べられました。この国会においての政府の、五十六年度以降の一般消費税の問題については、まだ含みのある発言が総理初めといたしまして出ています。税調会長としては、五十六年度以降の問題についてはどういふふうに見解を持っているのか、伺っておきたいと思ひます。

まず第一番目に、この税調の答申では一般消費税の導入を昭和五十五年においては断念した。しかし、先ほどのお話のように、五十六年度以降においては増税ということについて一つの大きな課題である、こう述べられました。この国会においての政府の、五十六年度以降の一般消費税の問題については、まだ含みのある発言が総理初めといたしまして出ています。税調会長としては、五十六年度以降の問題についてはどういふふうに見解を持っているのか、伺っておきたいと思ひます。

○小倉参考人 一般消費税につきましては、お尋ねの中にございましたように、五十五年ではそれによりなで別なやり方でもって税制のやり方を考える。まず支出の削減、そしてやむを得ざる最小限度の増税ということで対処をしようという。五十六年度以降については五十五年のようないかなことではなかなか対処をしない、一般的に増税があるには必要であろう、その際は従来の検討の経緯なりあるいはいろいろの御意見のあるところを参照して今後検討してまいりたい、こういう考え方であります。

したがいまして、別に一般消費税を取るとか取らぬとかいうことは五十六年以降は申し上げておりま

せん。また、その後の答申を出して以来、先ほどの相統税の改正を主とすることを議題としました税調が一回ありましたので、再来年度でしか、五十六年度以降の税制のあり方についてはまだ検討いたしておりませんので、一般消費税についてどう考えるのかということについては税調の感じといえますが、気分というのか、あるいは考え方というふうなものはまだ申し上げる段階ではございません。

○富地委員 国民は総選挙で一般消費税導入についてはノーという拒絶の明確な選択をしたわけでございます。もしも五十六年度以降にこの一般消費税の導入が不可能であるということであれば、当然税調は中期答申の改正作業に踏み込んでいくべきではないか、こういうふうに思うわけでございます。当初は財政再建の柱にこの一般消費税の導入という問題が含まれていたわけですが、これがだめだということであれば、当然中期答申における改正作業、一般消費税を断念した改正作業、こうしたものについても取り組んでいく、こういう用意があるかどうか。

○小倉参考人 五十六年度の税制改正ということにとまらないうで、五十六年度以降の税制のあり方について政府税調では検討するつもりがあるのかないのか、あるいはせざるを得ないのか、いかんかというお尋ねのようでございます。これはまだしかとそういうことについて政府の方の考え方も聞いておりませんし、また税調の中でもそういうことについて議論はしておりませんが、恐らく一般消費税をどうするということも含めまして、少し長期的な財政再建の道を頭に置きながら、税制のあり方もどうするかというようなことを検討しなくちゃならぬのじやなからうか、これは私の個人的観察といえますが、そういう感じがいたします。

○富地委員 それでは、来年度以降のいわゆる大型増税の地ならしとして特に法人税の問題について税調内に専門小委員会を設けた、こういう話があるわけですね。これはいまの一般消費税にかわ

る新しい何らかの大型増税の地ならしとしてこのような委員会設置が行われた、こう理解してよろしいのですか。

○小倉参考人 一般消費税のかわりに法人税ということを中心として置いてそういう特別の小委員会を置いたということではございません。法人税の問題については先ほどお尋ねがございましたけれども、その増税というものの可能性、あるいは増税ということによって日本の経済に与える影響、あるいは法人税の仕組みにつきましまして、いろいろ複雑過ぎてなかなかわかりにくい点があるということもありまして、ひとつ法人税の基礎的なところから掘り下げて早目に検討しようというところからございまして、これが一般消費税にかわり得るものであるということ前提にした小委員会ではございません。

○富地委員 今回の五十五年の税制改正の中で、いわゆる退職給与引当金の改正が行われました。これが法人税率に換算をしますと、あたかも大企業においては一・一％から一・五％の法人税の引き上げに相当する、こうした何か論議のすしかえ的な話が聞かえてくるわけです。当然退職給与引当金の洗い直し、見直しというのは、これは租税特別措置法の改正の中の当然やるべき一つの筋のことであつて、そうした法人税の税率の引き上げとの絡み合いの中から論議していくということとは、またそうしたことが言われることは、大変筋違いではないか、こう私は思うわけでございます。今回の五十五年の税制改正の中で、退職給与引当金と法人税率の引き上げ問題というものの相関関係が論議されたのですか。この辺の経過について御説明いただきたいと思ひます。

○小倉参考人 法人税と退職給与引当金との関係のお尋ねでございますが、これは別にそう絡めて税制調査会で審議したわけではございません。それぞれ審議を続けてきました。特に今度の場合は、退職給与引当金につきましては、これは特別措置法ではございませんが、従来いわゆる企業優遇の税制の一つであるという御批判もあったところでござ

います。しかし、これは従来企業の経理の準則の方から来ている措置でありまして、税制上特別にそういう措置を講じたのではないということであつて、それを正すという考え方はとらなかつたわけでありまして、実際の退職の実態と退職給与の積立金が創設されたときの実態等と比べますというところから積み立てのための引当金について今度改正しようとしているように正した方がよくはないか、それが結果的に申しますと、同時に法人の税率については加重されるということになる次第でありまして、それがあつたら法人税の税率アップはやめたのだとか、やめるといふ直接的な関係でもって処理したというわけではございません。

○富地委員 その関係はない、こう理解してよろしいですか。

○小倉参考人 関係はないというふうにお考えいただいてよろしいと思ひます。と申しますものは、法人税の基本税率をどうするかということとは、なお今後検討を重ねるということでありまして。

○富地委員 五十六年度以降については、法人税と真つ向から、真正面から積極的に取り組んでいく、こういうことでございまして、専門委員会もできたのである、こう理解したいと思ひます。

そこで、先ほど来から物価調整減税についてもお話が出ていたわけですが、これについては財政再建という厳しい折から、五十五年度については考えを持たなかつた、こういうお話があつたわけですが、御存じのように、この五十五年の予算の中には大変な公共料金の値上げというものが含まれておりまして、五十五年の消費者物価の見通し六・四も恐らく危ぶまれるのではないかと。大変に厳しい状況下にあるわけではございません。そういう中で私はもちろん所得税の減税というものが現在の厳しい財政再建の中からなかなか財源が捻出できない、そうした状況は十分に理解できます。しかしながら、何らかの形

で、こうした国民生活に物価高あるいは家計に大きな圧迫になっている状況下の中、比較的弱い立場といえますが、厳しい生活環境に置かれていて方々についての何らかのそうした所得税上の減税措置というものを考えるべきではないか、こういう気持ちを持っているわけでございます。

そういう中で、たとえば一つの問題といたしまして、御存じのように、いま電気料金、ガス料金の値上げ問題が通産省で査定中でございます。昨日、中間報告が出されたようでありまして、大変な大幅の値上げの中間報告であります。そういう中で、一つは今回の社公民三党と政府との予算修正の中でも大きな問題となりまして、そうした電気料金の引き上げの中で何とか国民生活に圧迫にならない形のもの一つとして、その救済策といえますが、そういう面の税的な面として、一つは電気料金、この電気料金にまつわる電気税、これについては現在市町村税としての電気税が現行二千四百円までは免税となっておりまして、これをできるだけ四千円に免税点を引き上げる、こういうところまで合意ができておりまして、約五百五十億円という予算の修正の額も検討が合意されたわけでありまして、現在の程度でこの電気料金の上げ幅が圧縮されるか、国民の監視の中でありまして、こうした問題についても積極的に税調として五十五年度税制改正の中で議論をされたのか。こうした問題についてはどういふように検討されたのか。また、今回のこうした合意については、税調会長としてはどういふ見解を持っておられるのか、伺っておきたいと思ひます。

○小倉参考人 電気税のことですが、お話のように電気料金が大幅に上がるというところで、これについてどうするかという問題が緊急の問題としてあるわけでありまして、従来の経緯はあるいは御承知かと思ひますが、電気税については基本的に二通りの意見がありまして、これはむしろ撤廃すべきじゃないかという意見もありまして、しかし、他方、市町村から言いますと、的確でない財源であるからこれはそのまま維持して

きたい、こういうのもありまして、なかなか両方の意見を統一することはむずかしいというのがこれまでの状況であります。今回の電気料金の値上げによって受ける影響についてできるだけ税制面でも緩和したいという趣旨は、いまの国会での御意見もありません、あるいは税調の中でもそういう意見がありまして、免税点の引き上げについて税調でも議論がある。ただ、その引き上げが決まったときでないとなかなか処理しにくいというのが自治省の立場でもありますので、そういういろいろな意見の踏まえて、電気料金の決定のときに免税点の引き上げ方について善処を願うということでは自治省の方にお願ひをしてございませう。

○宮地委員 前向きに当然取り組んでいただきたい、こう思うわけでございませう。

さらに電源開発促進税、今回千キロワット時当たり百八十五円から三百円と大幅に引き上げることになっている。本来、石油の代替エネルギーの開発、こうした重要性についてはわれわれも十分理解できるわけでございませうが、これは即消費者の値上りにもつながっていくわけでございませう。今回こうした多くの公共料金の値上げが五十五年度予算の中に含まれている、そうした状況下においてこの大幅な値上りが、これは税調としてどういふような議論の中でこれだけのものが引き上げられるようになってきたのか、その経過を少し御説明いただきたいと思ひます。特に電源開発促進税というのは、四十九年度に創設をされたわけでございませうが、この創設当初は税調に諮らなかつたのです。そして政府の方からいきなりこう出された。今回大幅に引き上げられる。税調のその辺の、創設当初からの政府に対する違和感が当然あつていふと思ひます。けれども、いきなり今回こんな大幅になつても、どうも答申の中で認めておる。この辺の国民生活への配慮、この点についてはどういふように検討されたのか、御説明をいただきたいと思ひます。

つきましては、願わくは一般財政で代替エネルギーの開発をするということが望ましいということ、私どももそう考へておるわけでありますが、何しろこういうふうな財政事情でございませう。で、一般財源からそれを賄うということはなかなか困難である。そこで、電源開発の税と税とであれば、代替エネルギーの開発に電源も関係するわけでありますので、石油税なり電源開発促進税なりを引き上げを願つてそれによつて処置するということはやむを得ないのじゃないか、このようなのが討議の中からおのずから合意が得られたところかと思ひます。これによつて無闇に家一般への若干の御迷惑をおかけするわけですが、こういう次第でありますので、ひとつ御了承を願ひたい、こういうわけであります。

○宮地委員 もつと国民生活への影響を考へて圧縮をして、代替エネルギーの予算については別途一般会計などから検討するとか、そういう措置がとられてもよかつたのではないかと。いきなりストリートに消費者にぶつけるというのはどうも合点がいかない感じがするわけであります。良識の府と言われる税調会長、この辺についてもうちょっと圧縮すべき意見があつたのではないかと思ひますが、もう少しその点について伺ひたいと思ひます。

○小倉参考人 電気税については絶えずそういう御議論があるわけですが、電源開発の税金につきましては、お話のように、あの創設のときに税調にお諮りがなかつたというふうな経緯があつたの上で今回も別段そこについては余り討議しなかつたというわけでは毛頭ございませう。一般の家計に及ぼす影響というふうなことも考慮をすべきであります。その点については、これは数字の評価ですから御意見もいろいろあるかと思ひますけれども、税率の倍率からいくと相当大幅ですが、家計に及ぼす影響は非常にわずかであるというところでありますので、特に税調の中では異論はございませう。

て、現在お年寄りの皆さんが、老年者の年金、この特別控除の対象年齢が現行六十五歳になつてゐるわけですね。これはやはり六十歳くらいに引き下げるべきだと思ひますが、この点についての検討はどうされたのでしょうか。

○小倉参考人 税調としては、私の記憶では特に検討されたということをお承知してございませう。当初六十五歳にするときにはいろいろ検討されたのは無論でございます。その際、年金制度であるとかその他のいろいろの関係を考慮してさういふ現行の制度になつておるわけであります。したがつて税金の関係だけが切り離されて特別の措置を講ずるといふことはいまのところはちよつとむずかしいのじゃないかという気はいたしてございませう。この点、税調として特に検討した結果今日でもそれでいいんだという結論を得てゐるわけではありませう。

○宮地委員 時間がありませんから、私の方から少し御説明しておきますが、年金受給者に対する課税は、現在、年齢が六十五歳以上の場合には老年者年金特別控除として七十八万円までが適用されているわけですね。これで計算しますと、たとえば六十五歳以上の方が、単身の場合、特別控除七十八万円、給与所得控除五十万円、基礎控除二十九万円、給与所得控除五十万円、基礎控除二十九万円、百五十七万円、夫婦の場合はさらに配偶者控除の二十九万円が加わりますから百八十六万円、そのうした方が、今度は六十五歳未満の方になりますと、この特別控除がなくなるわけですから、単身では給与所得控除の五十万円と基礎控除の二十九万七千九百円、夫婦の場合は配偶者控除の二十九万七千九百円、基礎控除の二十九万七千九百円、百八十八万円、大変な開きがあるわけですね。ましてやいま経済のインフレ、物価高、こういう中でこういうお年寄りの皆さん、年金受給者にとつてはこれは大変な実質的な所得の目減りにもなつておるわけですね。そういう面での六十歳に引き下げる問題についても今後目を落とさないで積極的に議論をしていただいで、これからわが国も老人人口がふえるわけですから、その点の配慮も私は強く要求をしてございませう。

いと思ひますので、後ほど答弁のときで結構ですから、その辺の御決意などをちよつとお伺ひしておきたいと思ひます。

また、再三この問題についても言われておりますが、最近御婦人のパートタイムの労働者が非常にふえておるわけですね。これは御存じのように、たとへば総理府の統計局の資料に基づきまして週に一時から三時間。そうした女子労働者を調べてみますと、五十年は五百十六万人、五十一年五百八万人、五十二年五百二十三万人、五十三年五百四十五万人、五十四年五百七十九万人と、特にこの五十三、五十四と三十四万人の増です。

また労働白書五十三年度を見ましても、そうした女子労働者の中で、特に一般労働者の場合には約三十四万四千八百人減少している、ところが、パートタイムの女子労働者の場合は四十一万七千人が増加して、プラス・マイナス七万三千人の女子労働者がふえている、こうした状況なんですね。そういう中で、特に奥様の収入面を見ましても、妻の収入というのが昭和四十五年当時は一月平均約五千四百九円だった。ところが、五十三年には二万一千四百四十三円と約四・二倍にふえてきているわけですね。これはやはり家計が苦しくなっているために、御主人の所得が実質的にだんだん物価高などによって目減りしてくる、家計を守るために、みずからの生活防衛のために奥様が働きに出る、こういった状況が年々いま非常にふえておるわけですね。そういう点で、特に今回の社公三民三の五十五年度の予算の修正問題のときにもこの問題は大きく論議されたわけですが、やはりこの所得税の給与所得控除の最低保障額を現行の五十万から少なくとも二十万くらい、七十万くらいにアップする、やはりこうした配慮を税調としても当然前向きに検討してしるべきだ、こう私は思ふわけですが、この点についてはどういふように検討されたのか、また、今後どう積極的に検討されようとするか、御決意を伺つておきたいと思ひます。

○小倉参考人 パートタイマーの収入についての

税制上の措置につきましては、御意見のほどわからないこともありませんけれども、全体のバランスといふ場合は、共かせぎの場合とか、あるいはかせぎがない場合と比較して考慮しなければならぬところによりまして、いづれにしても、私のいま聞くとところによりまして、すでに国会で御討議となつて、大蔵大臣ですかもお答えになつておるというふうなこともありますが、例年国会での討議については、重要事項といふますか、特に制度の改正面にわたることにつきましては税制調査会に逐一御報告になつて、それを審議の重要な参考にするというふうになつておりますので、そういうこととひとつ御了承を願ひたい、こういうふうに思ひます。

○宮地委員 最後に岩田参考人に一問だけ伺つておきたいと思ひます。

先ほどから論議を呼んでおりましたが、土地問題、特に土地供給の促進については、先生もおっしゃつておりましたが、税制改正が一つの有効な手段であることは私たちも十分に認めるものでございまして、何分にも先ほどから先生のおっしゃるのとおり、農業あるいは公共事業あるいは社会的公正の確保、こうした複合的な要素が十分やはりこれは含まれてくると思ひます。したがつて、われわれもこうした大蔵委員会に籍を置いて、税制問題といふものと土地問題、宅地供給、こうした問題についていろいろと考えているわけですが、特にこの土地問題と税制との有効性の問題といふますか、あるいは税制を含んだ土地総合政策、こういうものがどこのような形で検討されていったらよいのか、大変にむずかしい問題でございまして、先生の所見をお伺ひして終わりにしたいと思ひます。

○岩田参考人 土地問題に関して税制がどういふふうな有効であるかということですが、先ほどから私申し上げておるように、税制といふものをうまく活用するというのは土地問題を解決するための必要條件であると思ひます。しかし、必要條件であるけれども、それは決して十分条件

ではないから、必要条件だけが、税制としてそれだけが先走ると、むしろかえつて土地の利用に関して、あるいは公正の問題に関して混乱を招くであらうというのが私の考えであります。したがつて、現在税制だけが、私の考えではそれが非常に小手先な感じで若干税をまけてやるとか、そういうふうなことでそれだけがひとりで歩いているというふうなことで大變懸念を持っておりますので、土地をどういふふうな利用していくかということ、それに伴つて、それを資金調達するのには税制をどう活用するか、あるいは公共部門等が土地を取得していく上でも税制をどう活用していくかといったことを同時に考えていく、そういう政策をぜひ皆さんにも同時に考えていただきたいというのが私の考えであります。

○宮地委員 終わります。どうもありがとうございました。

○増岡委員 正森成二君。

○正森委員 小倉参考人にまず伺いたいと思ひます。

今度の税調の答申では、一般消費税を実施すべきである旨の提言を五十四年度の税制改正に関する答申で行つたが、「国民の十分な理解を得るに至つていない」と考えられるところから、昭和五十五年においては、同税によらない財政再建の手だてを講ずることとする。こうなつておられます。この点が国民の理解を得るに至らなかつたというように現在では認識しておられますか。

○小倉参考人 その点は、国民一般の理解を得られなかつたという一般の表現をしておりますので、恐らく恐らくというよりは事実ですね、国民各層によつて非常に難点とするところ、あるいは困るといふますか、反対であるという理由とすることは違ふんだらうと思ひます。しかし、最も共通項をとりますと、従前の言葉で言へば、大衆課税である、あるいは貧乏人にも金持ちにも一様にかかつてくる税金というのは税金として好ましくない、こういうのが恐らく共通かと思ひますが、そのほか、これはいろいろ職業あるいは階

層その他によつて違つてくるだらうと思ひます。

○正森委員 そこで、去年の税調の答申を読ましていただきましたと、こういうぐあいに書いてあるのです。「中期答申に示されているとおり、現在の財政収支の不均衡の規模からみて、税負担の公平確保や歳出の節減合理化への努力のみによつて問題の解決を期待することができないことは明らかである。したがつて、一方でこのような努力を重ねることを前提として一般消費税を導入せざるを得ない。」そのすぐ後に「財政収支の不均衡の是正を図るために必要とされる増収額からみて、結局のところ、所得税及び個人住民税について一般的な負担の引上げを求めるか、あるいは、一般消費税を導入するかの選択の問題となると考えられるが」云々、こう書いてあるわけですね。そうしますと、前年度税調では、一般消費税がそれとも所得税もしくは個人住民税についての一般的な引き上げかというエントピーオーダーしか考えられなかつたということになるわけですね、多くの国民が不公平税制の是正というところで、企業について不公平な税制をもつと改めるべきであると言つておりましたのに、それについては全く触れておられないというふうになつておるわけですが、こういう考え方はいまでも維持されておるわけですか。

○小倉参考人 最後のところでお話しになりました一般消費税が所得税かという点であります。大幅な増税ということであればそういうことであらうというふうなことであれば、これは税調の認識でありまして、税調の中でも一中は余りなかつたと思ひますけれども、そういうことには、不公平税制といふますか、そういうものか、あるいは企業課税といふべきやないかと、こういう意見があることは、お話しのとおりか、あるいは、あるいはこれはこれからお話しになるかも知れませんが、確かに一般消費税が所得税かという、そういうエントピーオーダーではないという意見があるわけですね。しかし、税調としまし

ては、むろん企業課税についての適正化を図っていく、また不公平税制あるいは租税特別措置はできるだけ合理化していく、こういうことは捨てたんじゃないくて、それは考える、しかし、なおかつ一般消費税が所得税ということになるのではなからうかということであります。

しかし、もうすでにその点については税調としては結論を出しておりまして、所得税というのはやはり無理じゃないか、所得税の重税、要するに所得税を大きく変えまして、そういうことはいまの累進構造をそう大きくいじるわけにはまいらない。そうすればおしなべて所得者から大なり小なり税金をプラスしてお願ひしなければならぬというところになりまして、これはなかなか容易ではないということ、どちらかといえます、一般消費税という結論であつたのがいまで言へば一昨年の答申の結論であります。しかし、その後様子が変わりました、あのころ言われた一般消費税というものは来年度は見送られたということでありまして、それを受けて今後どうするかというものがこれからの問題、こういうふうに理解しております。

○正森委員 いまのお話で考えのほどは大体わかつたのですが、今年度として出された税調の答申、去年の十二月にお出しになつたものを見てみますと、こう書いてあるのです。「これまで、財政再建の緊急性については、おおむね各方面の理解を得たところであると認められるが、今後、当調査会としては、従来の検討の方向及びその後の経緯を踏まえつつ、財政再建の進め方及びその中における税制のあり方についてさらに検討を続けることとする。」こうなっております。そうしますと、日本語の解釈としては「その後の経緯を踏まえつつ」という言葉が入っておりますが、基本は「従来の検討の方向」ということにならば、いまの参考人のお話によりますと、所得税が一般消費税か、そして所得税は大体もうむずかしいところとなれば、従来の方向と言えはあと残るところ

は一般消費税だ、だから、従来の一般消費税の方向を考えながらこれまでの経緯にみても若干の変化をつけよう、これが現在でも税調の考え方であるというように読み取れる内容になっているのです。そういうおつもりで税調会長としては答申をおつくりになつたわけですか。

○小倉参考人 ちょっと失礼でございますが、文章の解釈になりますと、人によって違うということになるのはやむを得ないのですが、税調で最後にそういう文章で大方意見が何かまとまりました節にも、人によりましては、なお一般消費税という考え方は生きてゐるのだ、あるいは、いやもう死んだのだという解釈がございまして、私の立場としては、どちらだということをはっきり申し上げにくいわけですが、ただ、今後の検討の視野の中には、固有の名称としての一般消費税はあるのではないだらうと思ひますけれども、普通名詞としての消費税というのはやはり検討の視野の中に入つてくるというように個人としては理解しております。

○正森委員 一応そういうことですからそう承つておきますが、先ほど小倉参考人のお説によりますと、大山参考人から御発言のあつたことに関連いたしまして、所得税減税といひますが、あるいは生活費を考慮するといひますが、そういう問題については、財政再建をどうするかという問題で非常に厳しい状況で税源が焦眉の急だったので、考えなかつた、また、諸外国と比べても税負担が軽いということで減税しかねるという御答弁だつたように思ひます。

諸外国と比べて所得税の税負担が軽い、特に低所得者についてですが、それはどういふ比較に基づいておつしやっておられるのでしょうか。概略でよろしいから、お答え願ひしたいと思います。

○小倉参考人 これは主税局から税制調査会に提示された資料にも載つておりまして、非常にまた御批判があるかと思ひますけれども、マクロ的に国民所得の中で税負担がどうなつてゐるか、また就業人口の中で税負担をする人の割合がどういふ

ふうになつてゐるか、あるいは課税最低限が所得によつてどういふ違いになつてゐるかといふことを頭に置いて申し上げたわけでありまして。

○正森委員 課税最低限といふのが非常に国際比較で大きなウェイトを占めるわけですが、比較する場合に、ある国の課税最低限と日本の課税最低限をとりまして、それをそのときどきの為替レートで比較するという方法を大蔵省などはとつておつたことがあるのです。そうしますと、御承知のように、為替レートは、現在は二百四十七円とか八円を割るかどうかといふふうにいわれておりまして、かつては百七十円台までいったときもございまして、非常に変動しやすいわけですが、ですから、これで比べたのでは課税最低限の正しい比較にならないわけでありまして。

そこで、もう一つの考え方としては、生計費指数を使つて、これで課税最低限を見ていく方法をとるべきだといふ学者もございまして。たとえば、財界の団体である日経連でも数字を出してゐるわけですが、その日経連の労働経済特別委員会が五十三年十二月に出しました賃金労働時間国際比較の中で、主要国の生計費指数を推計してゐるわけですが、これで各国の課税最低限といふのを見てみますと、わが国の場合、給与所得は御承知のように二百一十五千円でありまして、アメリカはどうかといふと、この生計費指数でいきますと、三百五十四万一千円になります。西ドイツは二百二十万四千円になります。イギリスは二百五十九万九千円、フランスは三百九十九万九千円になります。逆に日本の方が、ある意味では低所得者に対して課税が厳しいといふことも場合によつては言えるのです。ですから、こういう問題については税調は、何も私はこの計算だけが正しいといふてゐるのではありませんけれども、御考慮をされて、所得の軽減といひますか、適当な負担割合といふものを考えていただくことも必要じゃないか、こう思ふのですが、いかがですか。

○小倉参考人 方々から有力な資料の提供がございしますれば、それをいただきまして税調の場で検討することはやぶさかでございます。生計費指数については詳しくは存じませんが、国と国との間の生計費を比較するといふことは、課税最低限の比較も結局同じことではあります。国によつては内容が非常に違つて、また物価の關係が物によつてある国は高い、ある国は安いといふこともありまして、その消費量が違つてゐることもありまして、正確にといひますか、ある程度概念をこういふように比較するといふことは非常にむずかしいように聞いております。さらにその上に先ほどお話しした為替相場の変動といふことがあります。そういうことを十分考慮して生計費指数の国際的な比較といふのがございしますれば、そういうものも当然参考になるものだと思います。

○正森委員 大山参考人に伺ひたいと思ひます。先ほど参考人の仰せになつたところは、言つてみましたら、所得税の中で給与所得控除と生活費控除といふものを大まかにいへばお分けになつて、その中で最近では四十八年に比べて給与所得控除の侵食ともいへばきつぱりな状況が起つて、生活費控除の割合が非常に下つてゐる、言つてみればこういう御主張であつたと思ひます。そこで時間が余りございせんが、時間の許す限りで、給与所得控除の矛盾ともいへばきつぱりなものを幾つかを、指標を挙げて説明していただければありがたいと思ひます。

○大山参考人 給与所得控除の性格についてはいろいろ税調でも議論があつたわけでございます。まず、端的に申し上げましてこういうことだと思ひます。先ほど議論になりましたが、生活費が基礎控除が二十九万円でございまして、ところが、職業経費の概算控除といふいろいろ問題が言われてゐる給与所得控除が最低で五十万円でございます。これは一体どういふふうな考えたらいいのかわ。給与所得控除はいろいろ問題がございまして、職業経費が五十万で最低生活費が二十五万、これはどうしても私は理解できないわけでございます。ですから、全く職業経費をゼロといふことではもちろんないわけでございますが、やはりそ

いうことをはつきり認識しておかなければなら
ないということが第一点でございます。

それから第二点は、こういう議論がなほ活発に
なっているわけですね。給与所得控除そのもの
を私は全面的に否定はいたしません、昭和二
十八年まで日本の税法にございまして勤労所得控
除という名称に変えて、給与所得だけでなくて事業
所得者すべてを含めたいいわゆる勤労所得に拡大す
べきであるという考え方を私は持つておるわけで
す。つまり、事業所得者の必要経費は青天井だ、
無限である、まさにそのとおりでございます。場
合によってはそれは赤字ということもあり得るわ
けです。ところが、それと給与所得控除を同じ次
元で議論することは全く理論的におかしいことと
ございまして、やはりこれは区分して考えなければ
ならないと思うわけでございます。そういうこと
とからいいますと、二十九万円という基礎控除
を、金額は別といたしまして、もっと大幅に引き
上げて、そういったしまして給与所得控除を勤労所
得控除と名を変えて事業所得者全員に、事業所得
者まで全部拡大いたしまして全体的なバランスを
考えて再構築すべきである、私はそういう考え方を
持つておるわけでございます。

○正森委員 時間がございませんで、小倉参考
人にもう一つ伺いたいと思います。

手元に毎日新聞の十月五日付がございしますが、
この一面に「ひと」ということで小倉参考人の談話
が載っているわけですが、これはちょうど中間税制答
申をなさった翌日ですが、一般消費税を導入しな
ければならぬというのが出た後の談話として、こ
う言っておられるのですね。「直接税に依存して
いると、所得の低い人は税金を払わなくてはなら
ない、税金は払うべき人は、福祉水準
をより高くという要求を引つ込めてもらいたい」。
新聞に出てくることですからどうかかわりません
が、こう書いてあるわけですが、これは善意に解釈
すれば、直接税だけでは所得の低い人は税負担し
なくなるから、間接税あるいは一般消費税という

ものを入れればこれは万人が払うものになるか
ら、税金はやはり払うことになるのだ、国に物を
言うときには税金を払ってから物を言うというこ
とが責任を感じるようになるのではないかと、しか
し、これはどうしようかと解釈するのですが、し
か、これはどうしようかと解釈するのですが、し
か、これはどうしようかと解釈するのですが、し

政については発言権なしと言わんばかりの思想で、
たとえ身体障害者など、収入を得たとしても十
分な収入が得られないとか、あるいは若いころに
は精出して働いて一生懸命税金を納め、ある場合
には兵役に服して血税と言ったら悪いですが、し
か、みずからの血をもつて国のために尽くした、
そういう人が年をとって収入がなくなつた場合
に、それに対して福祉を考へるというのは国の責
務なのである。そういう人に対して税金を納めな
いなら福祉を言う資格がないというような考え
は、もつと突つ込めれば税金を払わない者は有権者
として投票権がないという考えになつていく
のです。そういうふうにもとらえかねない。で
すから、この発言の真意について、現在でもそう
思つておられるのかどうか、伺いたいと思いま
す。

○小倉参考人 大分前のことでありますが、そう
いうようなことを読んでいただきますと若干思ひ
出したわけでございます。

お話しのように、一般消費税のことが頭の中に
あった上での話だということ、もう一つは、そ
のことはちよつと誤解を受けるから、国会の答弁
じやないから取り消すということも別に必要はな
いとおもいますけれども、個別の問題として論
じておるというふうな理解されると、これは非常
に困るわけですね。お話しのように、身体障害者
もって税金を納めたいけれども納められぬという
人があつて、その人がより高い福祉水準を求め
るというところは当然であり、国政に参加すること
当然であるというところで、一般論として、地
方税に限らず国税もできるだけたくさんの方が納
税していただく、そうしてまた、国政にも積極的
に参加していただくことが望ましいという

ことでありまして、今日の状況、先生の方がお
詳しくですけれども、税金をある程度納めてい
る人も国政については選挙権は行使されるのでし
ょうけれども、国政のあり方についての監視をする
というか、そういう機能がどうも薄いというよう
な気がいたしております。何といひますか、別
に外国語を使う必要はありませんけれども、タ
ックスペイヤーの意識というものを日本でもう少
し強めていただくということが、やはり納税意識
にも通ずるのではないかと、やうな考え方もあ
りまして、ああいう発言になつたかと思ひます。

○正森委員 終わります。

○増岡委員長 玉置一弥君。

○玉置委員 まず小倉参考人にお聞きをいたした
と思ひますけれども、昨年十二月の税調の答申
にございまして、五十五年度税の負担の公
平化を図つていきたいという一項があつたわけ
でございます。現在租税特別措置法という法律の中
に八十二項目にわたるいろいろな保護がなされて
おりまして、今回それを十項目ばかり減らしてい
く、それと五十数件については手直しを行うとい
うことで今回なされたわけでございます。本来、
本當の公平化というものは、租税特別措置法とい
うもの自体がない、それが本當に一番機会均等と
いうことに当たりまして、本當の公平化が図られ
るのではないかと、そういうふうな考へるわけで
ございまして、本来であればこの法律に「当分の
間」というふうな明記されておりました、それに
対して長年同じような内容でいままで法案が継続
されて採用されてきている。いろいろな要素が
あるわけでございます。それと政治の動きそのも
のが非常に変わつてきている。いろいろな要素が
あるわけでございます。まず公平さを保つため
に租税特別措置法そのものの自体を全廃すればどう
いう影響が出るのかというところからお伺いた
したいと思ひます。

○小倉参考人 私ども——私どもと言つて失礼と
いいますか、ちよつと困りますが、私、個人的に
はどうも租税特別措置を全部丸めて一遍にやめて
しまふというやうなことを考へたらどうかという

ふうなことも全く考へなかつたわけじやありませ
んが、これははなはだ宙に浮いた話となりまし
て、というのは、相手がある話になるわけであ
ります。相手があるというと語弊がありますが、た
とえば大蔵省だけ、主税局だけでどうするとい
うわけにはいかないわけですね。一々各省の同意を
求めなければ措置ができません。各省はまたそれ
の關係の経済界、産業界、その他の団体等の意
向を全く無視してどうこうするわけにもいかに
ないというところで、一挙に半分にするとか、ある
いは全廃するといふわけには、これはどうしてもま
いりません。そしてまた、中には社会福祉と広い意
味の要するに中小企業なり、あるいは農業なり漁
業なりとか、あるいは零細貯蓄者とか、そういう
たようなものの優遇といひますか特別措置も大分
踏まえておるわけでございます。

そこで、それらをどうするかということになり
ますと、これは基本的にやめるということが、あ
るいは縮減するということすら困難であるという
問題もございまして、お話しのように、仮定とし
ての御質問でしようが、全廃した場合にどう影響
するかというところは、主税局としてはノーでし
ょうが、私ども税制調査会としても実は考へた
ことがございませんで。

○玉置委員 一つは、中小企業の保護であります
とか、あるいは現在の農業振興、あるいは現在、
先ほども話題になつておりましたように、宅地の
供給でありますとか、いろいろな要素があると思
ひます。

まず一つ伺いたいのは、やはり政治の背景とい
うものを受けているいろいろな措置がとられてい
るというふうな思ひますけれども、実際、現在の政
治情勢から見ると、現在の内容では妥当かどうか
か。いままである程度政治の動きに沿つた動きを
してきたか、その辺の御意見としてお伺いた
したいと思ひます。

○小倉参考人 租税特別措置を達観してみますと
いうと、お話しのように、その時代、その時代の
要請に即応してまいつてきておる。したがいまし

て、財源にゆとりがあり、あるいは産業政策について個別にこういうふうな点について税制上税を軽減するなり、あるいは免除するなりということが必要であるというふうな場合には、特別措置がふえる。ところが、ここ数年來のようになかなか財源のゆとりもない、むしろ整理すべきであるというのが世論でもあるというふうな時代になりまして、整理がどちらかという若干しやすくなる。おのずからまた整理の項目なり、あるいは廃止の項目もふえるということ、時代を反映しておるというところは確かにあるかと思ひます。

○玉置委員 岩田参考人に同様の内容でお聞きをしたいと思います。

○岩田参考人 質問の御趣旨が……。

○玉置委員 現在の特別措置法そのものが政治情勢に合せてきているかどうか、要するに、国民の要望とか、そういうものも入れてですね。

○岩田参考人 私は、土地税制だけで一応入っているのですが、もっと一般的にということでしょうか。——私は、税制の一番の原理というのは、やはり公正あるいは分配、それを基本としていかなければならないというふうに考えております。ですから、いろいろの特別措置をする場合にも、それによって長期的には分配の公平が図れるという場合にのみ現在の分配の公平を侵すことが若干許されるかと思うのですが、しかし、長期的にやはり税制の命というのは公平にあるというふうに思ひますので、それを侵すような特別措置というふうなものをほとんど撤廃していく、そして分配の公平を侵さないでも現在の特別措置法であるようなものの中にも、その税制から見て全然効果が実はない、ただ、分配の公平を侵すのみのものはぜひいふんあろうかと思ひます。一つは、利子の分離課税であるとか、あるいは株式の譲渡課税は全く非課税になつていっているというふうな問題、それをただ貯蓄を増大するのだという理由でなされているようでありますが、それは実際そういう効果がほとんどなくて、ただ分配上、資産所得者のみ優遇するという結果に終わつてい

る。そうでなくても日本の貯蓄率はすでに十分に高い、そのような特別措置がなくても高いという状況がずっと続いてきたにもかかわらず、分配の公平という税の基本理念といひますか、基本をいふん侵してきたというふうに私は考えております。

○玉置委員 きのうの新聞ですか、法人税について税調会長としての談話が載つていたのですけれども、法人税のアップについて小委員会をつくつて検討していきたいというお話がございました。現在、先ほどの公平さという面から見まして、引当金あるいは準備金等いろいろの措置があるわけでございますけれども、そういういままでの実際の運用面からいろいろのお話を聞いてみますと、やはり特に専門的な経理屋さんがおられないところ、そういう事業所につきましてはまだだわかつてないから、要するにそういう恩恵を受けられない、そういうものもありまして、そして昔からやう面もあるわけでございます。だから、税率アップという話がありまして、われわれ野党としても要求していたこともあるのでございますけれども、それよりもまず、やはり準備金、引当金という内容についての見直し、そういうものが先行して行われるべきではないかと思ひますのでござい

ます。その辺について御意見を伺ひたいと思ひます。

○小倉参考人 検討の段取り、順序と申しますが、あるいはさらには改正の順序にもなるかと思ひますが、その点はどういふふうになりましか、私どもとしては、今回は、法人税につきましては法人税の仕組みそのものから基本税率にまて、あるいは二重課税についての排除についての必要性なりその程度なりということまでいろいろ検討してまいりたいと思ひます。その上で、もし段取りが何から先にすることがよろしいというところであれば、あるいは段取りをつけてやるということになるでしょうし、あるいは全部一挙に措置するということの方が法人税のあり方としてより

すつきりするということであれば、そういうことにもなるかと思ひますので、いまだどういふふうな実施の段取りをするかというところは、まだやれる段階には至つておりません。

○玉置委員 すべて財政難というところからいろいろの問題が出てきていると思ひますけれども、われわれの試算によりますと、欧米の法人税に比べて大体二%から三%日本の方が低いという試算も得ているのですけれども、日経連の資料によりますと、実質的にはほぼ同等であるというふうなデータを出していただいているのですが、その辺についてのお考えはいかがでしょう。

○小倉参考人 お話しの民間団体から出ておる法人税に関する資料は経団連かと思ひますが、これは間違つていふふうには申されませんが、けれども、要するに、基本税率の問題というよりは特別措置的な問題、あるいは地方税の取り扱い方とかといったものがどうも絡んでいるようでありまして、特別の制限税率を突破した超過した税率でもって措置するといふようなことは、地方税についてはあり得ること、どうもアメリカについてどういふことがあり得る。そこで高くなつているところをアメリカでとり、日本ではもつとさらに高くなつているところをとるといふような、とり方によつてどちらが高い、どちらが安いということが論じられるぐらいに接近しているわけですね。二、三%という話がありましたが、果たして二、三%かどうかはここで申し上げられませんが、けれども、その程度でありますから、例外的な措置がどういふところに積み増されるか、あるいは日本のような特別措置が外国では一体どうなつていふかというところを加味すると、はなはだ国際比較がむずかしい。そこで、むしろもとへ返つて基本税率で法人税と事業税を足したもので比較するといふことが簡明直截で、その方がどういふものではないかという私個人としての感想は得ております。

○玉置委員 岩田参考人にお聞きをしたいと思います。土地が投機に使われて金もうけの手段になると

いうことが私としても非常に憤慨なんですけれども、いろいろな条件を見ますと、長期譲渡所得という分け方で時期を固定されているという問題がいまあると思ひます。それと、どうしても資金的に銀行融資を活用する、これは個人の住宅ローンでも同じなんですけれども、そういう意味では、仕事の性質上転勤がある、そして数年後には売らなければいけない、そういう条件をいろいろ考へていきますと、ごく資金的な面からの値上がりというのがあるわけでございます。その間に今度逆に付加価値といひますか、その土地自体に、更地で買ったときには農地からの転用で道路もなかつた。そこに道路がついて、あるいは上下水道がついて、あるいは電気が通つて、そういう条件が重なつてきますと、非常に付加価値として評価が上がる、そういう内容もあるわけでございます。

ひとつここでお願いしたいのは、現在の土地税制、評価といふことで、どういふ条件にしろ一本で評価をしていふ。周りに比べてどうか、いろいろな条件があると思ひますのですけれども、ところが、本人の意思で上げたかなくとも上がつていく場合があるわけですね。たとえば百坪買って、そのうち道路とかそういうところにいるいろいろ取られた。残りが六十坪だということになれば、当然〇・六で割つた数字上がるわけですから、そういう状態を考えますと、いわゆる投機として買った場合に上げた金額と、付加価値として当然有効面積が少なくなつた分だけかぶつてくる、そういう条件が変わつてくると思ひますのですけれども、現在の土地税制でいきますと、そういう変化、要するに付加価値としてふえた分、逆に土地が狭められた分といひますか、その辺の税制措置といふのが考へられていないのですけれども、それについてどういふ方法を考へればいいのか。また現在の税制でいいのかどうか、その辺について伺ひたいと思ひます。

○岩田参考人 御質問の趣旨、私十分理解したかどうかちよつとわからないのですけれども、土地

の値上がり要素にはいろいろな原因があるわけですが、一番最初おっしゃった居住用としてのものを転動などで売らなければならぬというような場合に、たとえば譲渡所得税がござりかかったら、後で転動した先あるいはそういうところで前と同じような生活水準が維持できないんじゃないかというようなこともあろうかと思えます。そういう場合に、私、一律に土地譲渡所得を評価すると言っているわけではなくて、いわば買いかえという措置を特別にとりあえずつくって、そして一定の、われわれがこのぐらゐの面積については生活水準というものに関して税が侵食しないというようなきめ細かい措置がとられるかと思えます。それから、これは道路などの拡張をお考えでしようか、都市計画が何かで減歩をするということでしょうか。

○玉置委員 たとえば百坪ありましてね、百坪というのはいささいですけれども、本当は千坪とか、そういうので都市計画で取られますね、その分が全部上乘せされる。あるいは水道がついたり、そういうことなんですか。

○岩田参考人 基本的に、私は、自分が努力してない形で付加価値が増大した分に関しては公共に返還するということが必要であると思います。ただ、区画整理等でそれが非常に必要であるという場合に、それに地主が応ずるという場合には、それは環境がよくないということ。それはその地主だけでなくて、環境をよくしたいというのはそのほかの人たちも利益を受けるから、それによってそこがいわば公共の利益と言われますが、そういうことによって地主が協力してくれるわけでありまして。そのような場合に、上がったものを課税を強化していくという必要は毛頭ないと思えます。要するに、どのような土地がそのようにして有効に利用されているということがあれば問題はないわけでありまして、残った土地が上ったからといって課税が強化されるというようなことは必要はないかろうというふうに思っております。

○玉置委員 それでは、最後に大山参考人にお伺

いたしたいと思います。

現在、財政難ということで非常に言われておりまして、六十年以降新しい国債の償還というものも始まる。そして、前回の総選挙のときに一般消費税を打ち出した自民党が敗北をした、そういう状態があるわけでございます。しかし、われわれ大蔵委員として国の財政再建というものも図っていかねばならないというのは事実だと思っております。

まず国民の理解を得られるような方法で財政再建を図るためにはどういうふうにすればいいのか、もし御意見がございましたら参考にお願いたしたいと思います。

○大山参考人 私、一昨年だと記憶しておるのですけれども、そのときも参考人として出席いたしましたので、こういう提案を申し上げたのです。

これから財政再建をする場合に、一つ的前提としては租税特別措置、いわゆる不公平税制を是正するとよく言われるわけなんです、不公平税制を是正するといった場合の特別措置とは何かということなんです。やはりはつきり国民的な合意を得なければいけない。たとえば、退職給与引当金は私も前から租税特別措置であるというふうな主張してまいったわけですが、今回、会計理論をかりた形で引当金を縮小したわけですが、あれは私は実質的にわれわれの主張を認めたものというふうに理解しているわけですね。そのように、一つ一つのことははつきりしていかなければいけないということ。特別措置ということを全体的に合意を得るということが一つ。

それから二番目には、やはり原因者負担の原則ということははつきりさせる。つまり、現在のいわゆる赤字財政になった原因は何なのかということをはつきりさせて、それがはつきりしたらその人たちに負担をせよという。その二つが必要じゃないか、そう考えております。

○玉置委員 じゃ終わります。ありがとうございました。

○増岡委員長 これにて参考人に対する質疑は終

了いたしました。

参考人各位には、御多用のところ御出席の上、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございました。厚くお礼申し上げます。

この際、休憩いたします。

午後一時九分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

昭和五十五年三月二十七日印刷

昭和五十五年三月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K